

奈良県告示第百二十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成二十九年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「研修等」という。）の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修等の種類等

種 類	開催年月日	開催場所	予定人員
クリーニング師の研修	平成二十九年九月十日	奈良県文化会館	五〇名
業務従事者に対する講習	平成二十九年九月二十日	奈良県生衛会館	二〇名

三 研修等の受講料

種 類	受 講 料
クリーニング師の研修	五、〇〇〇円
業務従事者に対する講習	四、五〇〇円

四 研修等についての問合せ先

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター

奈良市三条大宮町一番一二号

電話 〇七四二一三三一三二四〇